

奈良県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年六月二十七日

奈良県知事 山下 真

指定訪問看護事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
株式会社PALGLAD	大阪市北区万歳町三―三九 一―二〇九	PAL訪問看護ステーション	香芝市旭ヶ丘三丁目二―五 ウ インズビル二〇一	令和七年四月三十日